

公益社団法人山形県看護協会

「健康測定機器貸出規則」

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人山形県看護協会（以下「県看護協会」という）において県看護協会会員に対する健康測定機器の貸出しについて必要な事項を定め、県看護協会会員および県民の健康保持、増進に対する意識の向上に寄与することを目的とする。

(貸出機器)

第2条 貸出機器は、次の各号に挙げるものとする。

- (1) 体組成計 4台（事務局2台、米沢市1台、鶴岡市1台）
- (2) 血管年齢測定器 1台

(貸出基準)

第3条 機器の貸出しについては、県民の健康づくり、健康推進イベントなどでの使用とし、営利目的でないものとする。また次に掲げる要件を満たしていることが望ましい。

- (1) 県看護協会会員であること（個人への貸出しはしない）
また、県看護協会長が必要と認める他の医療関係団体
- (2) 保健師、助産師、看護師、准看護師等の有資格者が運用者として確保されていること

(借用について)

第4条 「健康測定機器借用申込書」に必要事項を記入し、県看護協会に提出すること。

第5条 借用料は無料。但し、貸出・返却に要する費用は貸出備品を使用する者（以下「使用者」という。）の負担とする。

第6条 機器の授受については、使用者が県看護協会に来館し、直接行うこととする。但し、米沢市、鶴岡市に配置している体組成計については、事務手続き終了後に、機器管理責任者より借り受ける。

2 転貸、転借は認めない。

第7条 機器の使用は県看護協会の事業を優先とする。また、同一期間に複数の申込みがある場合は、貸出できない場合がある。

(使用上の注意)

第8条 使用場所は屋内であること。

第9条 使用者は貸出機器の使用にあたり、紛失又は棄損しないように細心の注意を払わなければならない。

2 使用者は、貸出機器を紛失、又は棄損した場合は、損害を弁償しなければならない。紛失や棄損などが生じた場合は、原則、借用時の状態に戻して返却すること。

第10条 使用者等が、貸出機器等により事故を起こした場合、県看護協会はその責めを負わない。

(返却について)

第11条 使用後は速やかに返却し、必要な手続きを行うこと。

(規則の変更)

第12条 この規則は、必要時管理運営会議において審議、変更する事ができる。

附 則

この規則は、平成28年9月1日より施行する

この規則は、平成29年4月1日より一部改正し施行する

この規則は、平成31年2月26日の管理運営会議にて一部改正を承認され施行する